

速報!!!

本日、休憩裁判提訴!

会社の不法行為について

原告の浦谷さんは、2023年1月25日、大雪による大幅な列車遅延が発生した際に、当日の9時30分に出勤し、21時57分まで12時間以上に亘り拘束され、休憩時間が全く与えられず、食事が摂れない状態におかれ、肉体的・精神的苦痛を強いられました。

被告会社が、原告浦谷さんに与えた行為は、労基法第34条、就業規則第59条で、労働者への安全配慮義務違反である!

2024年9月17日
大阪運輸所分会